

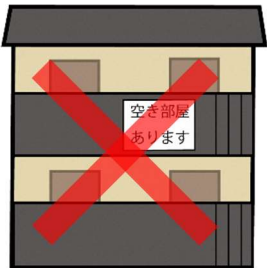




### 3. 計画の対象 【国指針1：対象となる空家等の種類】

- 本計画の対象とする空き家等は、原則として建築物又はこれに附属する工作物で居住その他の使用がなされていないことが常態（概ね1年以上をいう）であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）を対象とします（ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く）。
- 本計画では、空き家等の発生抑制の観点から、将来空き家等になる可能性がある建築物及びその敷地に対しても対策を検討します。
- 空き家等には、共同住宅や長屋で、一部住戸のみが空き室となっているものは含みません。

<b>対 象</b>	<b>■空き家等</b> ・市内に存する法第2条第1項に規定する「空き家等」をいいます。 	<b>■特定空き家等</b> ・法第2条第2項に定める「特定空き家等」をいいます。 
	<b>対 象 外</b>  ・共同住宅については、1棟のうち一部住戸のみが空き室となっているものについては、本計画の対象外となりますが、全ての住戸が空き室となった場合には、空き家等として本計画の対象となります。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">1棟のうち一部住戸のみが 空き室となっているもの については、本計画の対象外</div>	

### 4. 計画の対象地区 【国指針1：対象地区】

- 高齢化の進展等の社会情勢の変化に伴い、市内全域において空き家等の発生が増加すると考えられるため、対象地区は市内全域とします。

### 5. 計画の期間 【国指針2：計画期間】

- 計画の期間は、西東京市住宅マスタープランと整合を図るため、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間とします。  
なお、国や東京都の各種施策等の動向や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。